

会 務 月 報

第445号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■令和2年3月常任理事会議事録

1. 日 時 令和2年3月5日(木)
13:25～15:25
2. 場 所 日事連会議室
3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数
常任理事会構成者総数14名、定足数8名、出席者数13名
4. 出席者及び欠席者の氏名
出席者
会 長 佐々木宏幸
副 会 長 岩本茂美、新沼義雄、堂田重明、伊藤光洋、
児玉耕二、戸田和孝
専務理事 居谷献弥
常任理事 庄司雅美・西川英治・濱本泰久
(3名Web出席)、
白井 勇、南 孝雄
事 務 局 前田、鈴木、千浜、伊東、吉田
欠 席 者
常任理事 植村吉延
5. 議 長
佐々木宏幸会長より議長について諮り、堂田重明副会長を議長
に選任した。
6. 議事録署名人
佐々木宏幸会長、堂田重明副会長
7. 議 事
(1) 専決事項
1) 令和2年度から3年間の既存住宅状況調査技術者講習の実

施の件

居谷専務理事より、資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

この講習会は3年前の平成29年度に開始したが、資格の有効期限3年を迎えるため、平成29年度の受講者を対象に更新講習を行うとともに新規講習を実施する。委託費用については、現行よりも単位会への配分を多くしている。5月から講習を実施するにあたり、単位会へ講習実施要領を示し協力を依頼するため、理事会に先立ち専決事項として承認いただきたい。

続いて、西川業務・技術委員長より、原則DVDによる講習となるが、対面講習も可能であり、講師選定をしっかりとし、受講者が理解しやすいように進めてほしいとの発言がなされた。

議長より令和2年度からの3年間の既存住宅状況調査技術者講習の実施について諮ったところ、異議なく承認した。

(2) 協議事項

1) 令和2年度事業計画について

事務局より、資料2によって令和2年度事業計画策定、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、基本問題検討、法制度対応、災害対策、景観・まちづくり、適合証明業務登録機関に関するそれぞれの事業計画の内容の説明がなされた。

協議の結果、資料2の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

2) 令和2年度収支予算について

事務局より、資料3によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の令和2年度収支予算について、次の趣旨の説明がなされた。

一般会計では、講演講習会収入・講演講習会費支出で、既存住宅状況調査技術者講習の更新講習・新規講習3,100名及び建築士事務所3,000名の受講等を見込んだ予算額とした他、全国大会が地方の通年開催となったことから、昨年の福島大会に引き続き同額を全国大会経費支出で計上し

ている。会費収入及び会誌発行の見直しについては、検討中のため、昨年と同様の基準で計上した。

適合証明業務登録機関特別会計では、適合証明技術者の有効期限毎の登録者数を、3年2,450名、2年700名及び1年350名と想定し予算を計上した。

次の趣旨の発言がなされた。

(西川常任理事)

ブロック協議会から会費・会誌等について要望が出されていたにもかかわらず、2年の任期中に財政検討の結論が出ず、例年どおりの予算立てとなったのは、我々執行部の責任である。執行部の意思を示すべき。せめて会誌くらいは結論づけるべきである。また、次期役員には日事連の方向性をしっかり決めてほしい。

(佐々木会長)

12月の全国会長会議でロードマップを示したが、改革を進めるには3年位必要である。単位会への財政アンケートで参考になるものがあつた。これから分析してどう活用するか進めようとしていたところである。会誌については、任期中に委員会で検討する。ただ、会誌の発行を隔月にしたとしても、送料はともかく、編集・印刷の経費は半分にならない。また、広告料収入が減ることになる。

(白井総務・財務委員長)

会誌の送料については、詰める予定。会の基本方針を決めないと削減の中身を決められない。

協議の結果、資料3の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

3) 第44回建築士事務所全国大会(福井大会)の実施要項(青年話創会2020福井大会実施要項含む)について

堂田全国大会運営特別委員長及び事務局より、資料4-1及び4-2によって次の趣旨の説明がなされた。

令和2年度の福井大会は、大会テーマを「未来を拓く まち・ひと・建築」、大会スローガンを『「福」居るまちで

考える 考福なまち/次代を担うひと/つなぐ建築』として、10月9日を中心に福井市のフェニックス・プラザ等を会場として開催する。

1人当たりの大会参加費は4,000円、パーティ参加費は12,000円、収支予算額は3,500万円である。また、大会式典前日の8日午後には、福井パレスホテルで青年話創会を開催する。青年話創会の参加費は例年どおり無料とし、懇親会を含む経費(予算150万円)は日事連が負担する。

なお、福井会では、8日夜に「単位会会長懇親食事会(仮)」を会費制で実施することを検討している。

協議の結果、資料4-1及び4-2の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

4) 令和2年5月からの八丁堀NFビル賃貸借契約更新について

事務局より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

令和2年4月末で、日事連事務局が入居する八丁堀NFビルの賃貸借契約が満了となる。契約更新後の賃料について、当初、坪当たり351円増額(5年契約)した賃料が提示されたが、佐々木会長の指示の下、事務局で引き下げ交渉を行った。交渉を重ねた結果、東京オリンピック・パラリンピックに向け近隣のオフィスの賃料が上昇しており、オーナーは引き下げを渋ったが、25年の入居実績と団体としての信用が評価され、最終的に賃料据え置き(賃料3,978円・共益費1,210円/㎡あたり、税別)となった。

協議の結果、事務局の定期貸室賃貸借契約の更新を3月通常理事会に提案することを決めた。

5) 省エネ法改正にかかる小規模・非住宅設計者への講習の実施について

居谷専務理事より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

改正省エネ法の施行により、設計者から建築主への説明義務が課されることになる。国交省の周知対象計画から外れている小規模非住宅の設計者を対象に制度改正の概要及び計算法等について講習会を実施し周知したい。講習会の実施に

あたっては、国交省に国庫補助事業として申請し認められれば、令和3年度にかけて受講料無料で実施する。なお、令和2年度予算案にこの件は含んでいないため、期中での予算変更等を想定している。

協議の結果、資料6の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

6) 令和2年度共同要望運動の実施について

南広報・渉外委員長より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

令和2年度の共同要望書は、広報・渉外委員会で協議・検討した結果、要望先に目を通してもらいやすく限られた時間の中で端的に要望内容を伝えられるよう、骨子のみとし、詳細は要望書とは別に説明用資料を作成することとした。単位会が、説明用資料を共同要望書とあわせて要望先へ提出する場合、文面を変更せず使用してもらおう。ただし、日事連が作成した説明用資料に加筆修正して要望先へ提出する場合は、単位会名を入れるようにしてもらおう。

協議の結果、資料7の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

7) 3月通常理事会の議題及び開催方法等について

事務局より、資料8によって議題案及び新型コロナウイルス感染症対策として書面による理事会決議の可否に関する定款の説明がなされ、協議の結果、原案のとおり議題を承認し、対面での理事会は招集せず、書面により表決することとした。

(3) 報告事項

1) 青年話創会2019（福島大会）報告書について

事務局より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

令和元年11月の常任理事会で青年話創会の実施結果について報告したところだが、今般、福島会青年部が作成された報告書を提出している。その内容は、開催概要、テーブル討議の状況・議事内容及び参加者向けアンケート等である。報告書は単位会に提供する。

2) 働き方改革に関するアンケートの回答状況について

白井総務・財務委員長より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

総務・財務の業務改善の課題の一つとして働き方改革に関するアンケートを実施した。構成員に対し回答率10%を目指したが、回答数974・回答率6.6%であった。構成員の切実な声が挙げられており、会の方針・指針を出す上で貴重な資料となる。アンケートには働き方改革関連法の内容を理解してほしいとの思いから、改正内容にかかわる質問を盛り込んだが、まだまだ認識されていなかった。今般は未定稿として調査報告書を提出したが、今後ワーキンググループで分析・まとめを行い、単位会に提供したい。

3) 民法改正に対応した四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の改正について

居谷専務理事より、資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

四会で作業を進めてきた民法改正に対応した四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款がまとまった。単位会で3月下旬から販売できるよう準備等を進めているところである。解説書は7月発行を目途に作業しており、講習会は単位会・他団体等と調整し開催する。

4) 令和2年度の適合証明技術者の講習・登録申請について

居谷専務理事より、資料12によって次の趣旨の説明がなされた。

既存住宅の状況調査と住宅金融支援機構の融資に伴う適合証明については、物件検査のワンストップ化により合理化を図り、令和2年度以降の適合証明技術者の登録受付は、既存住宅状況調査技術者の資格を有していることが前提となる。資格の有効期限は、既存住宅状況調査技術者の資格有効期間3年に合わせるため、同資格の受付年に応じた期限に合わせる。そのため、登録期間・登録料は3つのパターンとなる。登録料は、従来の2年間の金額をベースに、1年間は0.5倍、3年間は1.5倍。受講料・テキスト代は据え置きとする。登録証明書は、令和3年3月に日事連から登録者へ発送する予定である。

5) 品確法改正に伴う運用指針の改正について

居谷専務理事より、資料13によって次の趣旨の説明がなされた。

1月31日に発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の改正が公表され、既に単位会にも通知されている。公共工品の品質確保のため、公共工事に加え、「公共工事に関する測量、調査及び設計」が対象として追加された。今後、設計についても「国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表」とし、遵守を促している。

6) CM方式検討会での検討状況について

居谷専務理事より、資料14によって次の趣旨の説明がなされた。

検討会では、昨年度から契約約款、役割分担表及び業務内容等を検討してきたが、今年度末にまとめることとしている。設計団体としては異議・問題点が残っており、CMRの参加要件等、検討会で調整していく必要がある。2月に設計三会から住宅局長に対し、ガイドラインの取りまとめに向けて考慮してほしい事項を意見書として提出した。

7) BIM推進会議での検討状況について

居谷専務理事より、資料15によって次の趣旨の説明がなされた。

今年度、BIMの推進を図るため、関係団体を糾合して建築BIM推進会議を国交省に設置し、その下に個別課題に対応するために建築BIM環境整備部会が設けられた。さらに個別の検討部会で、BIMモデルの計上と属性情報の標準化、BIMを活用した建築確認検査の実施、BIMによる積算の標準化及びBIMの情報共有基盤の整備を検討してきた。来年度以降も精力的に検討することになっている。3月11日に予定している第4回建築BIM推進会議では、将来像・工程表の更新（リーフレット）案を策定し、BIM標準ガイドライン（BIMワークフロー）案等を含む部会の活動報告や関係団体の活動報告を実施する予定である。

8) 畜舎建築に係る検討について

居谷専務理事より、資料16によって次の趣旨の説明がなされた。

農水省に設置された「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」に、本会から北海道会の三浦副会長を派遣して協力することとした。検討委員会の要領案には「畜舎等の利用実態、建築コストの増加要因、海外の規制等を調査した上で、畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、結論を得る。」とされている。論点は、建築基準法の規律の枠外で規律する際の考え方、新たな制度における規律対象とすべき畜舎の範囲、新たな制度におけるソフト基準・ハード基準のあり方、畜舎に係る新基準への適合確認及び新たな制度により建築される畜舎等の集団規定の適用等である。2カ年でまとめる予定とのことである。

9) 令和2年度の主な会議日程について

事務局より、資料17によって令和2年度の主な会議日程について説明がなされた。

10) 会員・構成員異動報告

事務局より、資料18によって令和元年11月から令和2年1月の単位会別構成員数及び賠償責任保険加入者数等が報告された。

11) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料19により報告がなされた。

12) 前回の常任理事会以降の経過報告について、事務局より資料20によって報告がなされた。

13) その他

白井常任理事より、4月に四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款が改正されるが、単位会で抱えている旧版の在庫を、日事連で引き取るか交換する等したらどうかとの提案がなされた。

これに対し、堂田副会長より、単位会で適切に処理するしかない。佐々木会長より、100年に1度の民法改正と言われているのだからやむを得ない旨の発言がなされ、協議の結果、日事連では対応しないこととした。

<配付資料>

資料1:令和2年度からの既存住宅状況調査技術者講習の実施について(案)

資料2:令和2年度事業計画書(案)

資料3:令和2年度収支予算書(案)

資料4-1:第44回建築士事務所全国大会(福井大会)の実施要項(案)

資料4-2:青年話創会2020福井大会実施要項(案)

資料5:令和2年5月からの八丁堀NFビル賃貸借契約更新について

資料6:小規模非住宅省エネ関係講習会の実施について

資料7:令和2年度共同要望運動の実施について

資料8:令和2年3月通常理事会の議題について

資料9:青年話創会2019福島大会報告書

資料10:働き方改革に関する調査報告書

資料11:令和2年4月1日施行の改正民法に対する「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款(書類)」の改正について

資料12:令和2年度以降の適合証明技術者の講習・登録受付について

資料13:「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正について他

資料14:CM方式(ピュア型)の制度的枠組みに関する検討会第4回分科会(建築)資料他

資料15:建築BIMの推進に係る今後の取り組み他

資料16:第1回新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会資料

資料17:令和2年度主な会議日程

資料18:会員・構成員異動報告等

資料19:後援・協賛名義使用の件

資料20:経過報告

■書面決議による理事会

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (1) 常任理事会専決事項の承認の件

令和2年度から3年間の既存住宅状況調査技術者講習の実施について

- (2) 令和2年度事業計画及び収支予算案について
- (3) 第44回建築士事務所全国大会(福井大会)の実施要項(青年話創会2020福井大会実施要項含む)案について
- (4) 令和2年5月からの八丁堀NFビル賃貸借契約更新について
- (5) 省エネ法改正にかかる小規模・非住宅設計者への講習の実施について
- (6) 令和2年度共同要望運動の実施について

2. 決議事項を提案した理事の氏名

会長 佐々木宏幸

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

令和2年3月30日

令和2年3月9日、会長 佐々木宏幸が理事の全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、令和2年3月30日、理事の全員から書面により同意の意思表示を得たので、定款第43条の規定に基づき、理事会の議決があったものとみなされた。

■第5回業務・技術委員会(We b会議)議事概要

日時 令和2年1月27日(月) 14:00~16:30

場所 日事連会議室(西川委員長、栗田副委員長、伊藤副会長)
所属単位会事務局(渡邊委員、乾委員、松村委員、
宮本委員、井上委員)

出席者 委員長 西川英治
副委員長 栗田政明
委員 渡邊啓宇、乾 彰宏、松村和夫、
宮本昌司、井上 彰
担当副会長 伊藤光洋
事務局 居谷、前田、千浜、野出、岡本、吉田

欠席者 委員 白井勝之

{配付資料}

第4回業務・技術委員会議事概要

資料1：令和2年度 業務・技術に関する事業計画（案）

資料2：2020年度の建築士事務所賠償責任保険の募集開始について

資料3：BIMと情報環境WGの活動について

資料4：アンケート調査企画書案

資料5：既存住宅状況調査技術者講習について

資料6：小規模非住宅省エネ関係講習会企画（案）

資料7：構造関係規定のあり方に関する検討会

資料8：四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の改定予定について

資料9：令和2年度以降の適合証明技術者の講習・登録申請受付について

資料10：各部会の設置状況等について

資料11：畜舎建築に係る新たな検討

議 事

（協議事項）

1. 令和2年度の業務・技術に係る事業計画の立案について

○資料1により、令和2年度の事業計画について事務局より説明された。協議の結果、資料1の通り了承された。以下、協議内容。

- ・耐震診断・耐震改修を実施する建築士事務所の情報提供であるが、耐震診断・耐震改修はすでに県内では終わっている。
→耐震診断・耐震改修を行う事務所を一般消費者等が探す場合に日本建築防災協会のHPを通じて検索できるという仕組みを作っている。

（報告事項）

1. 各専門委員会・WGよりの報告について

○建賠保険の2020年度の募集開始について（建賠保険等調査専門委員会）（資料2）

- ・1月10日付で各単委会に建賠保険の改定内容と広報・周知の予定について連絡し、単委会でのHP、メールでの発信などを通じた会員への周知等を依頼した。
- ・2020年度の募集スケジュールとしては、1月10日に現加入者への満期案内文書の送付、1月14日にHPオープン、2

月5日締め切り（WEB申し込みの場合は2月20日）予定。

○BIMに関するWGの活動について（BIMと情報環境WG）（資料3）

- ・会誌への連載を企画。現在、第5回までが終了している。
- ・BIMについてのアンケートの実施
→結果の概要版をHPに掲載。
- ・BIMセミナーの企画・・・宮城でセミナー開催予定。
- ・建築BIM推進会議への出席、ロードマップの作成等。

○協議内容

- ・会誌への掲載であるが、HPで一連の会誌の記事が読める等ができないか。
→BIMに限らず会誌記事全般についていえることなので検討したい。

○業務報酬基準の見直しに向けた取り組みについて（業務報酬基準WG）（資料4）

- ・告示改正の際に業務実態調査アンケートに回答した会員事務所を対象としたアンケートを実施する予定。アンケート結果をもとに実態に沿った業務報酬基準のあり方について検討を行う。

○協議内容

- ・業務・技術委員会でWGの活動をもう少し詳しく報告してほしい。
→告示98号と15号との乖離の実態把握のためのアンケート調査を行うとともにJAAF-MSTを通じてきちんとしたデータを出せるようにすることを目指して検討を進めている。
- ・JAAF-MSTで作業時間を明らかにするとともに、働き方改革などもあり、残業時間の管理もできればと考えている。
- ・単委会では地方公共団体と交渉している。情報を共有しておくことが大事ではないか。

○既存住宅状況調査技術者講習について（既存住宅状況調査専門委員会）（資料5）

- ・今年度の講習終了者数は1月17日までで428名であった。
- ・令和2年度の講習については、平成29年度受講者を対象に更新講習を行う予定である。

・令和2年度は更新講習の開催のほかはテキストの改訂、DVDによる講習の開催などを予定している。

・受講料については、新規講習は現行と同じ、更新講習は16,500円(税込)～17,050円(税込)の間で調整予定。

○協議内容

・受講料はどの段階で決定するのか。
→他団体の動向なども確認しながら調整していく予定である。

○省エネ法改正にかかる小規模・非住宅の講習の検討について (建築の低炭素化・省エネルギー化対応WG) (資料6)

・改正省エネ法の施行にあたり、現在、周知対象から外れている小規模・非住宅の設計者に対する周知を目的に講習の開催を検討する。

・受講料は無料。国からの補助金を受け、テキスト・DVDを作成する予定。

・省エネ講習企画編集サブWGを設置して、検討を行う。

○構造関係規定のあり方に関する検討会等について(構造技術専門委員会) (資料7)

・現在、国交省で構造関係規定のあり方に関する検討会が設置され、建築基準法の構造関係規定についての検討が開始されている。論点は、時代のニーズにマッチした技術開発を制度的に後押しするため及び、より安全性を高める構造設計を推進するために何が必要かの2点である。検討会には委員が参画し、構造技術専門委員会で意見をまとめ、意見提出を行っている。

・会誌に「四号建築物の構造上の留意点」を掲載して四号建築物についての住宅プランニングについての留意点を解説している。

2. 民法改正に対応した四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の改正について

○資料8により、民法改正に対応した四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の改正予定について、事務局より説明された。主な内容は以下の通り。

・改正民法に対応して、「かし」を「契約不適合」に、時効については工事請負契約約款に合わせる、債務不履行責任については委託者の4つの権利について明確にするなどの改正を予定し

ている。

・検討スケジュールについては、3月に頒布を開始し、7月以降に講習会を開催する予定である。

○協議事項

・契約が解除された後に成果物に不適合が発覚した場合にはどうなるのか。

→損害を受けているときには損害賠償が請求できる。

3. 令和2年度以降の適合証明技術者の講習・登録申請受付について

○資料9により令和2年度以降の適合証明技術者登録制度の変更点について事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

・令和2年度の登録より新規・更新ともに適合証明技術者の登録には既存住宅状況調査技術者の資格が必須となることから、既存住宅状況調査技術者の登録期間にあわせ、登録期間を1年、2年、3年の3パターンを用意する。

・登録料については、2年を基準に1年は0.5倍、3年は1.5倍とする。講習受講料については変更なし。

・スケジュールは、5～10月に登録申請・受講申込を行い7～11月に講習を行う予定。適合証明の業務開始は令和3年4月から。

4. BIM推進会議での検討状況について

○資料10により、BIM推進会議での検討状況が事務局より説明された。主な内容は以下の通り。

・BIM推進会議では、現在、5つの部会が設置されており、それぞれの課題について検討している。

・3月開催予定のBIM推進会議では、将来像・工程表のリーフレット案を策定、BIM標準ガイドライン案などを含む各部会の活動報告や関係団体の活動報告を実施する予定。

○協議内容

・ガイドライン案に諸外国ではBIMの活用が進んでいるとあるが、進んでいる国はあるのか。

→アジア、ヨーロッパなどでは活用が進んでいる。

5. 畜舎建築に係る検討について

○資料11により、畜舎建築を建築基準法の適用対象から除外

し、新たな特別法を措置することが農水省により検討されることとなり、検討委員会が設置された旨、事務局より説明された。主な内容は以下の通り。

- ・当初、日事連としては、畜舎を建築基準法の適用対象から除外することには慎重であるべきとの立場から検討会への委員の参加を見合わせていたが、農水省での検討が進み、安全性を担保するような進め方をするとのこと、検討委員会に参加することとした。
- ・2月上旬に第1回の検討委員会が開催され、年度内にまとめる予定とのこと。

○協議内容

- ・問題が起きたときに関わっていた建築士の責任はどうか。
- ・何らかの資格者の関与は必要なのではないか。
- ・建築コストの低減が狙いではあると思うが、危険な道でもあるのではないか。

6. 次回日程

第6回 令和2年5月14日(木) 10:00~12:00
(Web会議)

■第34回 構造技術専門委員会議事概要

日時 令和2年3月13日(金) 14:00~16:30
場所 日事連会議室
出席者 委員長 西 邦弘
副委員長 鈴木正英
委員 仲山雅一、佐藤博昭、山浦晋弘
事務局 千浜、岡本
欠席者 委員 木戸 聡、喜々津仁密

【配付資料】

第33回 構造技術専門委員会議事概要

資料1 構造関係規定のあり方に関する検討会 意見照会回答
資料2-1 構造技術についての基本知識の情報提供(後編) 西委員長意見資料
資料2-2 構造技術についての基本知識の情報提供(後編)

山浦委員意見資料

資料2-3 構造技術についての基本知識の情報提供(後編) 佐藤委員修正資料

【構造関係規定のあり方に関する検討会資料】

資料3 WG活動状況
資料3-1 告示 平19国告第593号第三号・第四号 解説抜粋
資料3-2 木造WG 構造計算適合性判定に関する資料
資料4-1 日本建築行政会議の意見
資料4-2 日本建築構造技術者協会の意見
資料4-3 日本建設業連合会の意見
資料4-4 日本建築士事務所協会連合会の意見
資料4-5 住宅生産団体連合会

議 事

議題1. 構造関係規定のあり方に関する検討会の報告

○資料1及び資料3~資料4-5により、西委員長より、構造関係規定のあり方に関する検討会の報告がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・資料3、3-1により、ルート2の規模の場合、剛性率が満足しない場合があることや、剛性率の係数が0.6以下でも安全である場合があるため、剛性率が満足しない建築物も、構造耐力上安全な建築物とできるように検討を行う。
- ・資料3-2により、小規模建築物で構造適判を受ける要因の調査や、構造適判等構造関係規定の審査体制のあり方について検討が必要ではないかという意見が出された。

○各委員・団体からの意見内容

- ・資料4-1により、日本建築行政会議から、部分適用を可能とした型式適合認定制度の合理化等の意見が出された。
- ・清家委員より、プレファブ建築物の改修等について、プレファブメーカー以外に依頼できない状況のため、地元の工務店等にも依頼できるように緩和したほうがよいのではないかと意見が出された。
- ・(一社)日本建築構造技術者協会から、資料4-2により、あと

施工アンカーに関する検討や、構造設計一級建築士のあり方等に関する意見が出された。

・(一社)日本建設業連合会から、資料4-3により、既存改修や新耐震、既存超高層改修等に関する意見が出された。内容については、(一社)日本建築構造技術者協会と重複する内容もあるとのこと。また、いつ何を解決してくれるのかも知りたいという意見や、日本建築学会と構造関係規定のあり方検討会との連携要望も出された。

・資料4-4については、日事連からの意見内容として、西委員長より検討会で報告を行った。その際、制度等をうまく利用できないかという意見が出た。

・(一社)住宅生産団体連合会から、資料4-5により、平均地盤の考え方や中ボルト、加えて型式認定による建築物を改修する際は、構造計算を依頼するための予算が確保できないなどの問題に対する意見が出された。

・第2回の検討会内容を受けて、資料1に示された(1)～(5)の意見照会依頼があった。意見照会内容を基に、第3回をメール会議にて開催予定。検討内容については、随時まとめていく予定。

議題2. 構造技術についての基本知識の情報提供(後編)について
○資料2-3により、構造技術についての基本知識の情報提供(後編)の協議がなされた。主な協議内容は以下の通り。

【1. 留意点における具体策】

- ・1ページ図1にも、中心線を記載した方が良いのではないかと。
- ・後半だけ読んでも理解できる内容とした方が良い。
- ・2ページに、屋根面の考え方に関する記載が必要ではないかと。
- ・「高度な構造計算」という表記については、「許容応力度計算等」と表記した方が良いのではないかと。
- ・耐力壁の凡例が必要ではないかと。
- ・「水平構面」は、「水平構面(X面)」など、凡例と併せて表記した方が良いのではないかと。
- ・図の表現について、黒矢印や赤枠引出し線を用いた解説の記載など、前編と合わせて表記した方が良いのではないかと。
- ・3ページ図3について、拡大図のみではなく、前編で利用した全体図も掲載した方が良いのではないかと。

・3ページ図4の解説文は、「2階の耐力壁と柱が丘立ち構造の場合、直下の梁成を大きくする。」に修正した方が良い。

・4ページ6行目に記載されている「 $(L1 + L2 \geq Lw1 + Lw2)$ 」は「(天窓≦開口)」などと表記し、天窓の開口面積を開口よりも小さく示したほうが、わかりやすいのではないかと。

・4ページ図5、図6の耐力壁の表現は、色を塗るなど、わかりやすい表現としたほうが良いのではないかと。

・4ページ図5の左図について、力の流れる先が見えないため、全体の断面図を使用した方が良いのではないかと。

・4ページ下から3行目に記載されている「せん断力」という文言は、他で記載がないので、地震力とした方が良い。

・4ページ図6の左図の力の流れを示す矢印については、2つに分け、Y4通りの矢印は、屋根下の耐力壁まで伸ばす。

・4ページ図6右図は、図5の右図と同じ図とした方が、良いのではないかと。

・通り芯の線が濃いため、調整が必要。

【2. 建築基準法と品確法の違い】

・「準耐力壁を用いた住宅性能表示制度の耐震等級について」という一行は不要。

・冒頭部分に品確法が制定された主旨や特徴、掲載した3つの理由などの説明が必要ではないかと。

・6ページ6行目の「46条」は、政令であるのがわかりにくいので、「政令46条」とした方が良い。

・6ページ8行目「品確法の耐震等級2と～」から次行「～耐力算入できる」までを3段落目の前に移動し、準耐力壁の説明が政令46条の前になるように調整してはどうかかと。

・6ページ目の準耐力壁の条件には、「1かつ2」など、すべての条件が必要である旨を記載した方が良いのではないかと。

・耐力壁を示す色を、準耐力壁と異なる色としてはどうかかと。

・「品確法」は「住宅性能表示」とした方が良いのか、確認が必要。

・7ページの地震力の必要壁量算定式一覧表は不要。

・1ページの図1で、耐力壁がどの程度必要か示した計算結果を、8ページへ掲載した方が良いのではないかと。

今後のスケジュール

- ・会誌原稿作成スケジュールは以下の通り。
 - 4/10 (金) 修正原稿アップ。委員へ配布。
 - 4/17 (金) 委員指摘〆切。
 - 5/8 (金) これまでに指摘対応。指摘内容対応後、原稿最終修正作業。
 - 5/15 (金) 入稿
- ・第35回構造技術専門委員会
 - 令和2年5月18日 (月) 14:00~16:30
 - (日事連会議室)

■第16回既存住宅状況調査専門委員会議事概要

(Web会議) 議事概要

- 日 時 令和2年1月21日 (火) 14:00~15:30
- 場 所 日事連会議室 (栗田委員長、戸井田委員、安藤委員、渡辺委員、増田委員)
- 所属単位 会事務局 (樋上委員)
- 出席者 委員長 栗田 政明
 委員 戸井田秀明、安藤欽也、渡辺猛、増田務、樋上雅博
 事務局 居谷、千浜、野出、岡本、吉田
- 欠席者 委員 須田正美、辻裕樹

【配付資料】

第15回既存住宅状況調査専門委員会議事概要

- 資料1 令和元年度 既存住宅状況調査技術者講習 受講者数一覧
- 資料2 来年度の既存講習の開催予定と検討事項 (案)
- 資料3 来年度の新テキスト抜粋 (第1章、第3章から抜粋)
- 資料4 講習時間割案
- 資料5 DVD映像資料

議 事

1. 今年度の講習結果について
- 資料1により、今年度の講習結果について、事務局より報告がなされた。主な内容は以下通り。

- ・講習申込人数は合計で444人。そのうち、実際の受講者が428人で全員合格であった。その結果、日事連の既存住宅状況調査技術者の合計登録者数は、約5,000人程度となった。
 - ・来年度からは、更新講習が始まる。
- #### 2. 来年度の講習対応について
- 資料2により、来年度の既存住宅状況調査技術者講習の開催予定と検討事項 (案) について、事務局より説明がなされた。主な内容は以下の通り。
- ・新規講習は全国10ブロックで開催が必要。ただし、沖縄で、毎年開催しなければならないというのは厳しいため、引き続き国交省と協議を行っていく。
 - ・更新講習は平成29年度の受講者である、約3,700人を対象として行っていく。
 - ・開催日程は令和2年4月~令和3年2月中旬までを予定している。
 - ・想定受講者数は、新規講習が約100名。更新講習が約3,000名として想定している。
 - ・受講料は新規講習が21,450円 (税込) とし、更新講習は今後の状況により決定する。
 - ・講習開催方法は、新規・更新講習ともにDVD講習にて行う。対面講習での講習も可能。
 - ・質問対応講師は、講師登録をしているものであれば、更新講習の受講者でも可。
 - ・令和2年度以降の単位会への委託費用については、日事連と単位会で1:1の割合を目途に調整している。
 - ・受講者が少ない会場への補填については、DVDでの講習形態を考慮し、新規講習は5人まで、更新講習は補填なしとして検討している。
 - ・テキストは改定を行い、新規講習及び更新講習で同じテキストを用いる。
 - ・考査問題も更新する。新規講習は従前通り考査時間を40分、設問数を30問とし、更新講習は考査時間を25分、設問数を20問で作成している。
 - ・更新講習を午前中に行うことで、適合証明技術者講習との同日講習

習が可能となる。受講者は更新講習及び適合証明技術者講習それぞれの単独受講も可能。

- ・チラシ及びHPでのPRに加えて、受講対象者への周知メールも予定している。
- ・収支予測の表内の令和2年度の想定受講者数、3,800人は誤りで3,000人が正しい。
- ・収支予測は、3年単位で作成している。
- ・現状決定している内容については、情報提供として、単位会へ周知を行う。

○協議事項

- ・質問対応講師は、対面でないといけないのか。
→対面でないといけない。
- ・講師の謝金については、5,000円程度などの目安が必要ではないか。
- ・更新講習の開催日の設定は、適合証明技術者講習と時期を合わせた方が良いのか。
→特段設定していないが、早めに開催頂いた方が良い場合もある。
- ・適合証明技術者には、既存住宅状況調査技術者の資格が必要となることの連絡はしているのか。
→すでに連絡済。
- ・DVDはいつ出来上がるのか。
→3月上旬を予定している。
- ・チラシは日事連で作成するのか。
→日事連で作成する予定。
- ・更新対象者への連絡方法については、今後検討が必要。
- ・WEB申込での割引はできないのか。
→WEB申込システムを採用していない単位会もあり、難しい。

○資料3により、テキストの改定状況について、事務局より説明がなされた。主に変更されるのは1章と3章。

○資料4により、講習時間割案について、事務局より説明がなされた。質問時間は講習時間内に算入したことで、質問が無かった場合に時間を短縮できるように調整している。

○資料5により、講習DVD作成内容について、事務局より説明がなされ、その後協議がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・現地調査DVDについては、受講者のみ閲覧できるようにした方が良いか。
→見られるようにした方がよい。

3. 今後の委員会開催日程について

- ・第17回委員会
令和2年5月14日(木) 10:00~12:00

■第33回基本問題検討特別委員会議事概要

日 時 令和2年2月27日(木) 10:30~12:30

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 佐々木宏幸

委員 堂田重明、児玉耕二、白井 勇、居谷謙弥
事務局 前田、千浜

欠席者 委員 伊藤光洋、戸田和孝、宮原浩輔、鈴木勇人、
八島英孝

<配付資料>

第32回基本問題検討特別委員会議事概要

- 資料1 発注関係事務の運用に関する指針の改正について
- 資料2 CM方式(ピュア型)の制度的枠組みに関する検討会
- 資料3 働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン(案)
- 資料4 知的生産者の公共調達に関する法整備連絡協議会全体会議

[議 事]

1. 品確法改正に係る発注関係事務の運用に関する指針の改正について

○居谷委員より資料1により発注関係事務の運用に関する指針の改正について説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・運用指針改正のポイントは、災害時の緊急対応の充実強化、公共工事に加え、公共工事に関する測量、調査及び設計の対象としての追加、働き方改革、ICTの推進等による生産性向上の取組に関連する事項の追加など。
- ・測量、調査及び設計に関しては、必ず実施すべき事項としては、予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準又は最低制限価格

の設定・活用の徹底等、履行期間の平準化、適正な履行期間の設定、適切な設計変更、発注者間の連携体制の構築などが挙げられている。

- ・予定価格の適正な設定については、告示第98号の遵守を要望したが指針には入らなかった。今後、解説書などが作成される際にその中に入れられるかもしれない。
- ・国は、指針に基づき発注関係事務が適切に実行されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表することとしている。

○次のような意見交換を行った。

- ・日事連として細かい文言等で意見は出しているのか。
- ・出している。告示第98号の遵守、設計図書の方法、多様な入札方式の選択・活用についての意見なども出しているがあまり認められなかった。
- ・解説書を作成する際にはこちらには意見照会などはあるのか。
- ・建設業課で作成するので意見を言う機会はないかもしれない。
- ・最低制限価格は設けられていないのか。
- ・会計法上は最低制限価格はない。
- ・東京会では毎年要望を提出しており、東京都では来年試行することとなった。
- ・毎年、最低制限価格を設けてほしいという要望を出しているが、まだ設けられていない。
- ・指針では公共発注の責務として、今回、特に設計ということが明示された。
- ・関連情報として、官庁営繕部でアンケートを行ったが、低入価格調査基準を見直すまでの論拠に乏しい結果となったことが公共建築設計懇談会意見交換会で報告された。

2. CM方式（ピュア型）の制度的枠組に関する検討会での検討状況について

○居谷委員より資料2によりCM方式の制度的枠組に関する検討会での検討状況について説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・昨年からの検討を続けており、建築と土木に分かれて検討している。
- ・最終的には、地方公共団体におけるピュア型CM活用ガイドラインをアウトプットとして公表する予定。CMRの制度上の位置づ

けなどは今後も検討が必要とのこと。

○次のような意見交換を行った。

- ・今年度中に検討は終わるのか。
- ・2か年の予定なので今年度中に終わる。
- ・三会会長の意見書という形でまとめて、関係部署に要望を提出した。
- ・地方自治体はなかなか発注できる体制にない。

3. 働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン（案）について

○資料3により居谷委員より働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドラインが官庁営繕部で検討されていることが説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・資料3は公共建築設計懇談会意見交換会で営繕部より示された資料。工事についてはすでにまとめており、今回、設計についてのガイドライン（案）が示された。6月の営繕主管課長会議で周知する予定。
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正で設計が位置づけられたこと、働き方改革の推進に対応する見直しが行われたことなどによりガイドライン（案）を作成した。
- ・適正な履行期間の設定、手戻り防止のための設計業務プロセス管理、業務環境の改善と生産性向上、履行時期の平準化と適切な業務発注などが挙げられている。
- ・設計変更のガイドライン（案）は、国の営繕関係の契約における取り扱いについてまとめたもの。
- ・今年度の公共建築設計懇談会のテーマが働き方改革であった。工期については適正な工期をどうまとめられるか、手戻り防止については、業務環境改善WGで行ったアンケートでは、問題点や意見が多数寄せられたが、発注者側の個別の事情によるところが大きく、なかなかまとめにくい状況である。

4. 知的生産者の公共調達に関する法整備連絡協議会について

○資料4により居谷委員より知的生産者の公共調達に関する法整備連絡協議会の状況が報告された。連絡協議会は、知的生産者の選定は価格ではなく質的な評価によるべきとのことから立ち上げられ、法改正を目指しているが、これを受け、自民党内でも知的

財産戦略調査会・知的インフラ推進小委員会での検討が始められていることなどが説明された。

○次のような意見が出された。

- ・着々と進んでいるという状況なのか。
- ・自民党内で検討する場ができたということである。
- ・ある程度の自治体では、価格だけが問題なのではないという認識はあるのではないか。
- ・「知的」というからにはある程度の要項のようなものをつけないといけないうかもしれない。

5. その他

○白井委員より業務環境改善WGで、働き方、財政、会費についてのアンケートを行い、現在まとめ方について検討中である旨、説明された。

○次回委員会の開催

本日は欠席者が多かったため、次回の日程については改めて日程調整を行うこととした。

■第6回法制度対応特別委員会議事概要

日 時 令和2年2月26日(水) 10:00~12:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 児玉耕二

委 員 白井勇、黒木正郎

事務局 居谷、前田、伊東、松谷、永井、吉田

欠席者 委 員 栗原信幸、宮原浩輔、西川英治、戸田和孝

議 事

委員長より、議題1から3については報告事項として、さらに議題4については前回から引き続き、議論を行いたいとの発言があった。

(1) CM方式検討会のその後について

事務局より、資料1によって次の説明がなされた。

- ・本検討会は、2カ年で検討中である。
- ・契約約款については建築と土木で分かれて検討してきたが、成果物の無い類の契約は著作権が発生しないことから著作権条項が無くなり、建築と土木で概ね差がないように

まとめられており、設計団体として異論はないところである。

- ・ガイドラインは昨年度末にとりまとめられた案であり、活用方針等を全体会に戻した上で今後議論していく。
- ・現時点でまとめた意見書を三会より国交省あてに提出する予定である。CMRの参加要件としては、資料19ページの図4-6が提示されているところであるが、「一級建築士+補完的要件」と整理するよう要望する。さらに、関係者の立ち位置としての資料14ページの図3-1については、意見書の関係図に差し替えるよう意見を出す。
- ・三会による意見書とは別に、ガイドラインに関する意見として、インセンティブについて意見を追加提出した。

委員等より、以下の発言がなされた。

- ・三会からの要望書に対する国交省側の感触はいいか。一国交省の関係部署に持参したが、現在のところまだ反応はない。住宅局長からは「理解する」との回答をいただいた。意見書の内容については業界紙に掲載されたが、それ以降特に動きはない。資格関係は対応が困難という印象である。
- ・CM協会は何故か土地・建設産業局との関係が強力であるが、CCMJだけに特化するのはいま好ましくない。CCMJは民間資格であり、要件として一級建築士+「CCMJのみ」というのは問題ではないか。CCMJ「等」とする等、変更が必要と考える。建築士法上の責任が建築士にはあり、土木の工事発注と生産行為は異なるという立ち位置を理解する必要がある。
- ・CM協会によると、「一級建築士+CCMJ」の要件で進めていくことで決着と認識されているようである。
 - ・CCMJは民間資格だが、国交省が認めているということか。一国交省としては、特にCCMJを認めているわけではない。
- ・PM協会やFM協会をとり込んでCM協会と対立することも可能であろう。

・古坂先生、大森先生に至急お願いする必要があるのではないかと。

一個人の先生に団体としてお願いすることは考えていない。

・検討会のメンバーにも意見書を提出すべきではないかと。

・意見書は早急に出すべきだろう。

一会長を含め、三会で検討する。

・要件として、一級建築士は必須で、その追加として民間資格CCMJ「等」に修正が必要であろう。

(2) 「品確法」運用指針の策定

事務局より、資料2によって次の説明がなされた。

・告示98号を入れるべきと主張したが、入っていないため、解説の中で盛り込むよう検討している

・適切に履行しているか、全国的に調査把握する仕組みが構築される予定である。

・各単位会まで周知済みである。

委員等より、以下の発言がなされた。

・来年度、単位会向けにどのように説明をできるか考える必要がある。要望がある単位会に対しては丁寧に対応すべきである。

・役員における女性の割合や産休・育休制度の充実等、女性活用を推進していると、プロポーザルの認定ポイントとなると考えられている。

・社会貢献も評価のポイントとなっていく。

・東京会では女性活用検討の委員会を設置し検討を行っており、事務所の見学会等も行っている。個人事務所はまだ認識が甘い印象であるが、組織事務所はしっかりと整備している。

・周知を図る機会を設定していくことも重要であろう。指針の普及が重要である。

・実態と今後の状況を見極めながらどのような指針が必要か検討していく必要がある。

(3) 畜舎の検討

事務局より、資料3によって次の説明がなされた。

・2月4日から委員会が始まり、日事連からは北海道会推薦の委員が出席している。

・農業関係者によれば、畜舎はこれまで基準法による規制を掻い潜って造られてきたとのことである。一方で、財政面で公的補助の対象となるようになり、施設としての建築基準が必要となったが、法の基準を緩和するよう要望が出ている。

委員等より、以下の発言がなされた。

・火災等の災害の際に問題となる。委員に消防関係者が欠けているのではないかと。

・牛舎の場合、中に高価な機械が入っているため、問題が大きくなる可能性がある。

・雪や強風対策に適した建物が必要とされる。

・基準を緩和すると波及効果が懸念される。

・北海道においては、基準に係る審査を本庁にて行っているとのことで、審査に時間を要している。制度自体を変更するよりも、審査の簡略化を目指す方が効果的ではないかと。

(4) 業法に向けた課題について

事務局より、資料4によって次の説明がなされた。

・主な国家資格と関係団体への加入や更新制、開設者の要件等についてとりまとめた。

引き続き、委員長より、建築士事務所はもともと個人で開業可であったが、その後、法人としても開業できるような方向に進んだ。業法としては、医師法の形を目指している。今後の方向性としては、『「開設者の責務と管理建築士の役割」の検討の進め方』について検討していきたい、との発言がなされた。

さらに、委員等より、以下の発言がなされた

・いきなり全員加入はハードルが高い。開設者要件の充実の検討が現実的ではないかと。

・開設者や管理建築士に5年に一回程度研修等を受けさせてはどうか。

・建設業においても開設者に要件がある。

・教育・情報委員会から国交省に提出した要望について

は、国交省より、法律改正事案なのか、もしくは受講の

促進を目指しているのか問われた。将来的課題として、受講の促進を目指すように作り替えて整理する予定である。受講義務化には、法律改正が必要である

- ・会員の声によると、開設者の受講義務、管理建築士の受講定期化について、建築士の定期講習を5年に延ばし、管理建築士と合わせて義務化すべきと議論されている。
- ・開設者の研修には、働き方改革等のマネジメント分野等、建築士とは異なる内容も必要である。ハラスメント対策等を含めた講習会を設置する等、講習内容の吟味が必要となる。
- ・レオパレス問題においては、建築士が処分され、管理建築士も処分された。管理建築士が処分されることは少ないが、管理建築士が責任者となっていればその者が処分される。
- ・開設者に何を学ばせるか、さらに、管理建築士に何を学ばせるかを検討することが課題である。
- ・管理建築士にはなぜ更新制度がないのか。定期講習がないのは、事務所の管理といった全体的なマネジメント分野は一度学べば不変という考えによるものである。管理建築士も建築士として定期講習を受けるため、管理建築士としての講習は設置されないとある。
- ・定期講習は、テキストの内容が極端に専門的である等バランスが悪い。基本をもっと重視すべきである。
- ・管理建築士への受講項目等を整理していきたい。
- ・定期講習を受けない開設者の要件をどう整理していくか。
- ・今後は法改正を目指すのではなく、管理建築士が開設者の場合でも、講習の受講を促進していく。定期講習を受けない開設者がどのように研修を受けるべきかが課題である。
- ・従来は開設者＝管理建築士という考え方が主流であったが、開設者が建築士の場合、問題発生により処分されると社内全体の問題となるため、リスク分散のため開設者と管理建築士の分担が必要とされてきた。

- ・管理建築士は事務所の管理を行い、契約当事者は開設者であるため、契約責任の所在は開設者となる。
- ・管理建築士が複数名いれば、問題が生じても運営を継続できる。

最後に、委員長より、建築基準法による管理建築士の処分例について整理するよう事務局に指示がなされた。

次回開催予定

令和2年5月19日(火) 10:00～12:00 (Web会議)
(配付資料)

資料1 CM方式(ピュア型)の制度的枠組みに関する検討会第4回分科会(建築)

ガイドラインに関する意見

資料2 発注関係事務の運用に関する指針の改正について

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正について

資料3 新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会

資料4 主な国家資格等一覧

■第7回総務・財務委員会議事概要 (Web会議)

日時 令和2年2月26日(水) 13:30～15:50

場所 日事連会議室(白井委員長、児玉担当副会長、事務局)
所属単位会事務局(栗原委員、小林委員、内田康博委員、車田委員、内田要委員)

出席者 委員長 白井 勇

委員 栗原信幸、小林正澄、内田康博、車田 聡、
内田 要

担当副会長 児玉耕二

事務局 居谷、前田、伊東、松谷、永井

欠席者 副委員長 植村吉延

委員 原 行雄

議 事

(1) 令和2年度事業計画について

事務局より、資料1によって令和2年度事業計画について、定例の項目の他、財政の検討を筆頭に本委員会で協議検討を行った

い旨説明がなされた。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(2) 令和2年度収支予算について

事務局より、資料2によって令和2年度収支予算について概要説明後、居谷専務理事より次の説明がなされた。

改正建築物省エネ法の施行により、小規模住宅の建築物については建築士から建築主に省エネ性能の説明が義務付けられる。ついで、この改正に関して講習会の開催を企画検討しており、国庫補助事業となれば、受講料無料とし、全国で実施可能となる。

なお、本事業については、令和2年度予算案には計上をしていないため、後に予算修正を行うこととなる。

委員等より次の意見等が出された。

・省エネの講習会経費については、日事連から単体会へ一律で支給されるのか。

→経費については、実績ベースでの精算を想定している。

・全国大会の経費は、今後の大会もこれまで通りの金額を負担していくのか。

→熊本大会までは現状のまま担保されているが、それ以後は減額目標としている。

・J A F F - M S T の経費については、単体会は、使用の有無に関係なく毎年1万円は必ず負担するのか。

→使用している単体会には年1万円の負担をお願いしているが、令和元年度より全単体会が使用することとなったため、全単体会にご負担いただいている。

・既存住宅状況調査技術者講習は、業務が減少している状況で3,000名の受講者が見込めるのか。

→前回の実績を基に人数を計上しているが、受講者の減少はあり得る。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(3) 令和2年5月からの八丁堀NFビル賃貸借契約更新について

事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

令和2年4月末で、日事連事務局が入居する八丁堀NFビルの賃貸借契約が満了となる。現在は、坪単価13,150円(共益費及び消費税を除く。以下同)の賃料で5年の定期賃貸借契約で

あるが、家主から提示された契約更新条件は、坪13,501円であった。佐々木会長の指示のもと、事務局で引き下げ交渉を重ねた結果、東京オリンピック・パラリンピックに向け近隣のオフィスの賃料が上昇しており、オーナーは引き下げに難色を示したが、25年の入居実績と団体としての信用が評価され、最終的に賃料据え置きとなった。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(4) 第44回建築士事務所全国大会(福井大会)の実施要項(青年話創会2020福井大会実施要項含む)について

事務局より、資料4-1及び資料4-2によって次のとおり概要説明がなされた。

令和2年度の福井大会は、大会テーマを「未来を拓く まち・ひと・建築」、大会スローガンを『「福」居るまちで考える 考福なまち/次代を担うひと/つなぐ建築』として、10月9日を中心に福井市のフェニックス・プラザ等を会場として開催する。大会行事は、大会式典、日事連建築賞作品展示、記念パーティの他、基調講演及びパネルディスカッションを開催する予定としている。また、大会式典前日には青年話創会を開催する。大会参加費は4,000円/人、パーティ参加費は12,000円/人で、予算総額は3,500万円である。

青年話創会2020(福井大会)に係る費用負担については、これまでと同様に、全額日事連負担とする。開催経費は福島大会を参考にし、企画・運営等の準備委員会に係る経費(交通費等)も含め、予算は150万円を上限としている。

なお、福井会では、8日夜に「単体会会長懇親食卓会(仮)」を会費制で実施することを検討している。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(5) 青年話創会2019(福島大会)報告書について

事務局より、資料5によって次のとおり概要説明がなされた。

本報告書は、青年話創会2019(福島大会)で行われた「災害に備える未来のまちづくり」をテーマとしたテーブル討議をとりまとめた他、参加者のアンケート結果、生の声等も掲載した。単体会に周知し、活用を促したい。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(6) 会員増強及び働き方改革に関するアンケートの回答状況について

事務局より、資料6-1及び資料6-2によって次の趣旨の説明がなされた。

会員増強検討WGでは、単位会における会員増強活動の実施状況等に関するアンケートを実施し、回答を取りまとめ、最終報告書として作成を進めているところである。

また、建築士事務所の業務環境改善WGでは、働き方改革に関するアンケートを会員事務所を対象にWebで実施し、974件の回答があり、調査報告書としてとりまとめた。現時点では未定稿であるが、今後修正加筆等を行い報告したい。

委員等より次の発言がなされた。

・会員増強のアンケートは今後どのように活用していくのか。

・入会活動において入会のメリットを問われる。

→事例集のような形で単位会へ報告したいと考えている。また、単位会からの日事連への要望に対する対応も検討する必要があり、事務所協会への加入メリットについて検証していくことも課題であるが、今のところは情報提供であろう。

・今後のスケジュールはどうなっているのか。

→まずは、5月までにとりまとめていきたい。その後は検討が必要である。

・適時を逸せずまとめていくとよい。

・働き方改革に関するアンケートの回答率が6.6%と低すぎる。回答結果を公表して良いものかどうか。

・回答率が低いこともあり、読み解くのは難しい。

・事務所の規模に応じたクロス集計などを取り入れると面白いデータがとれるかもしれない。

・アンケートの集計だけでなく、労働に関する具体的な取り組み方の事例はあるのか。

→自由回答として、労働時間の縮減に成功した事例等は掲載されている。

・本アンケート調査結果の一部については、国交省官庁営繕部との打合せ等で参考資料として活用している。

・本アンケートは、会員事務所の働き方改革関連法についての認識度の確認や内容の周知を図ることも目的として実施した。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(7) 財政検討について

白井委員長及び事務局より、資料7-1から資料7-3によって次のとおり説明がなされた。

資料7-1の財政検討に関するロードマップは、以前より各ブロック及び全国会長会議で指摘されている会費や会誌の発行方法の他、日事連の活動に関する検証・検討を進めるにあたり、検討が必要と思われる項目とスケジュールを示したものである。昨年12月の全国会長会議にも提出し、令和3年度の予算に反映すべく検討する旨、報告した。

資料7-2は、単位会へ財務に関するアンケートを実施し、回答を取りまとめたものである。各会の財務管理方法や財務状況並びにこれらに関する課題への取り組みを把握していきたい。

資料7-3は、昨年9月に単位会の会費等の調査を行った結果である。前回調査した以降に変更等があった箇所については、朱書きしている。

委員等より次の発言がなされた。

・日事連が赤字にならないければ、会費の減額や単位会へ払い戻すことも検討してほしい。

・各単位会によって収支状況は異なるが、プラス・マイナスで均衡している。平均するとプラスの傾向である。

・調査業務があると黒字になるが、事業全体としては縮小傾向である。

・アンケートに基づいて良い策を考えてほしい。

・会員が減少していく中で、これからの5年間でやるべきことと内部留保について検討中である。参考になる事例があるとよい。

・単位会による差が大きい。努力の仕方にも差があるのではないかと。

・単位会の年会費にも差がある。年会費を値下げしたことで会員数が増加しているかを知りたい。

- ・日事連の会費は1事務所月900円だが、所員数に応じた会費設定はできないか。人数による会費を検討してほしい。
 - ・日事連の会費を下げてほしいという声があったことで財務に関する調査を今回行ったのではないか。単位会ありきの日事連ではないか。
 - ・単純に会費を下ればよいという訳でない。ストレートに会費を下げるとの声が出てくるが、全体としてどうすべきか考えていく必要がある。
 - ・収益性の低い事業の見直しも考える必要がある。
- 協議の結果、引き続き検討していくこととした。

(8) 令和2年度の主な会議日程について

事務局より、資料8によって、令和2年度の主な会議日程について説明がなされた。

次回開催予定

令和2年5月19日(火) 13:30~16:30 (Web会議)

(配布資料)

第6回議事概要

資料1：令和2年度事業計画(案)

参考：小規模非住宅省エネ関係講習会企画(案)

資料2：令和2年度収支予算(案)

参考：令和2年度収支予算編成の主要事項(案)

資料3：令和2年5月からの八丁堀NFビル賃貸借契約更新について

資料4-1：第44回建築士事務所全国大会(福井大会)の実施要項(案)

参考：その他の行事等

資料4-2：青年話創会2020福井大会実施要項(案)

資料5：青年話創会2019福島大会報告書

資料6-1：会員増強活動に関するアンケート調査

資料6-2：働き方改革に関する調査報告書(案)

資料7-1：日事連財政検討に関するロードマップ(工程表)

資料7-2：単位会の財務に関するアンケート調査

資料7-3：単位会・会費調査集計表

資料8：令和2年度の主な会議日程

■主な行事予定

令和2年

4月20日 広報・渉外委員会(Web会議)

28日 教育・情報委員会(Web会議)

5月13日 BIMと情報環境WG(Web会議)

14日 業務・技術委員会(Web会議)

令和2年3月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 令和2年3月1日～3月31日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,588事務所
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	- 7	1,015	4,364	23.3%		272	26.8%
青 森	- 2	174	941	18.5%		42	24.1%
岩 手	- 6	259	904	28.7%		67	25.9%
宮 城	- 2	346	1,973	17.5%		76	22.0%
秋 田		146	1,055	13.8%	+ 1	46	31.5%
山 形		181	1,161	15.6%		58	32.0%
福 島	- 3	233	1,584	14.7%	+ 1	64	27.5%
茨 城	- 14	468	1,975	23.7%	- 1	159	34.0%
栃 木	- 2	167	1,358	12.3%		80	47.9%
群 馬	- 3	195	1,698	11.5%	+ 1	96	49.2%
埼 玉	- 13	473	4,786	9.9%		131	27.7%
千 葉	- 4	365	3,409	10.7%	+ 1	113	31.0%
東 京	- 9	1,594	14,734	10.8%	+ 7	597	37.5%
神奈川	+ 5	752	6,036	12.5%	+ 4	210	27.9%
新 潟	- 5	313	2,267	13.8%	+ 1	134	42.8%
長 野	- 11	402	2,104	19.1%		114	28.4%
山 梨	- 1	109	843	12.9%		11	10.1%
富 山	+ 1	308	1,198	25.7%		64	20.8%
石 川	- 2	306	1,287	23.8%	+ 1	59	19.3%
福 井	+ 1	226	977	23.1%		54	23.9%
静 岡	- 1	409	3,104	13.2%		127	31.1%
愛 知	- 12	542	5,086	10.7%	+ 2	145	26.8%
三 重	- 1	193	1,235	15.6%	+ 1	65	33.7%
滋 賀	- 3	185	1,149	16.1%		36	19.5%
京 都	- 1	365	2,061	17.7%	+ 2	107	29.3%
大 阪	+ 10	820	6,420	12.8%	+ 1	224	27.3%
兵 庫	- 17	366	3,551	10.3%	+ 2	108	29.5%
奈 良	+ 1	107	915	11.7%		24	22.4%
和歌山		124	764	16.2%		24	19.4%
鳥 取		108	481	22.5%		48	44.4%
島 根	- 2	117	626	18.7%		60	51.3%
岡 山	+ 3	384	1,477	26.0%		71	18.5%
広 島	- 5	349	2,327	15.0%	+ 1	141	40.4%
山 口	- 4	107	1,048	10.2%		38	35.5%
徳 島	- 1	106	835	12.7%		14	13.2%
香 川	- 3	90	1,080	8.3%	+ 1	18	20.0%
愛 媛	- 1	173	1,129	15.3%		44	25.4%
高 知	- 3	135	632	21.4%	+ 1	28	20.7%
福 岡	- 1	462	3,689	12.5%	+ 3	162	35.1%
佐 賀	+ 1	187	584	32.0%	+ 1	45	24.1%
長 崎	- 6	241	832	29.0%		42	17.4%
熊 本	+ 2	228	1,400	16.3%		101	44.3%
大 分	- 6	157	873	18.0%		42	26.8%
宮 崎		114	1,071	10.6%		50	43.9%
鹿児島	- 4	298	1,233	24.2%	+ 1	85	28.5%
沖 縄	- 1	189	1,297	14.6%		66	34.9%
計	- 132	14,588	99,553	14.7%	+ 32	4,362	29.9%

※建築士事務所登録数(B)は平成31年4月1日時点の数字である。